

**北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会  
地質鉱物研究部会会則**

**第1章 総則**

第1条. 会の名称は「北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会、地質鉱物研究部会」、略して「地質鉱物部会」と称する。場所は、北九州市立自然史・歴史博物館内とする。住所は、北九州市八幡東区東田二丁目4番1号である。

第2条. 北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会との関係「地質鉱物研究部会」は、「自然史友の会」の1部会であるが、会計、事務等は独立して行う。

第3条. この会は、地質、鉱物、岩石等に興味を持っている同好の志で構成され、各地の地質、鉱物、岩石の巡検・採集を通して会員の知識を高めるとともに、広く自然に対する畏敬の念を養うことを目的とする。

第4条. 会の事業

- (1) 総会を年1回(5月)行う。
- (2) 学習会を年2回行う。
- (3) 巡検・採集会を年4回行う。そのうち1回は、遠隔地巡検(宿泊)とする。ただし、その年の条件で変わることがある。

**第2章 組織および運営**

第5条. この会の会員は、「自然史友の会」の会員であり、本会の目的に賛同し、「会費納入者」をもって会員とする。

第6条. 本会の運営は、会員の要望を尊重し、事務局がこれにあたる。

- (1) 事務局は、次の役員によって構成される。会長1、事務局長1、事務局次長1、会計1。その他の世話人若干名。
- (2) 役員は、公募、推薦によって選出し、総会で承認を受ける。
- (3) 会計監査(1名)をおく。
- (4) 顧問をおく。
- (5) 事務局会議は、原則として毎月1回(第2金曜)に行う。
- (6) 役員に対する報酬は支払わない。会議等に出席するための交通費は実費を支払う。

第7条. 総会の議長は、前年度役員の中から互選して決める。

第8条. 総会、学習会、巡検・採集会等については、その内容を約1ヶ月前に会員全員に葉書等で知らせる。

### 第3章 会計

第9条. 本会の経費は、会費会計、その他をもってこれにあたる。会費は、年間3,000円とする。この中には、巡検・採集会の諸経費、保険料等が含まれる。ただし、遠隔地巡検の場合は、別途徴収することがある。

第10条. 「地質鉱物部会」の会員は、「自然史友の会」の会員であり、「自然史友の会」の会員には、別途会費が必要となる。

第11条. 非会員で、学習会、巡検・採集会等のみに参加する場合は、その都度1,000円徴収する。ただし、参加については、制限する。

第12条. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第4章 附則

- ・ この会則は、平成20年5月18日より発行する。
- ・ 平成27年5月17日一部改訂する。